

## 問1（憲法）

以下の事例に含まれる憲法上の問題を取り上げ、論ぜよ。

A町では、新たなゴミ焼却施設の設置が大きな争点になっていた。Xらは、環境問題を理由に設置反対を主張して署名活動を行い、A町の住民の過半数の署名を集めてA町長に提出した。しかし、設置推進派であるA町長は、偽造や重複署名の可能性など署名の真正さに重大な疑問があり署名者の意思を確認する必要があるとして、職員に指示し、署名者の氏名・住所の一覧表を作成した上、戸別訪問調査を行わせた。

## 問2 (行政法)

次のア～エは、空港の供用に伴って発生する騒音による被害を防止するために周辺住民が提起した訴えの事例及びそれに関する最高裁判決である。以下の設問①～③に答えよ。

- ア. 国が管理する大阪国際空港（当時）を利用する民間機の一定時間帯における離着陸の差止めを国に求める民事訴訟 ⇒ 最大判昭和56年12月16日（民集35巻10号1369頁）
- イ. 特定の民間航空会社に対して運輸大臣（当時）が行った新潟空港を発着する路線に係る定期航空運送事業免許について、その取消しを求める訴え ⇒ 最判平成元年2月17日（民集43巻2号56頁）
- ウ. 米軍と自衛隊が共同で使用する厚木飛行場での自衛隊機の一定時間帯における離着陸について、その差止めを求める民事訴訟 ⇒ 最判平成5年2月25日（民集47巻2号643頁）
- エ. 米軍と自衛隊が共同で使用する厚木飛行場での自衛隊機の一定時間帯における離着陸について、その差止めを求める抗告訴訟 ⇒ 最判平成28年12月8日（民集70巻8号1833号）

### 設問①

ア及びウの判決は、いずれも訴えを不適法としたが、どのような理由によるものか。(a)行政事件訴訟法による「抗告訴訟」の定義を述べ、(b)各事例において、当該行政庁のどのような行為・権限が、どのような意味で、民事訴訟では争うことができないものと判断されたのか、できるだけ簡潔に説明せよ。

### 設問②

イの判決を、空港騒音問題に関する一連の最高裁判決の流れの中で見たとき、どのような点に積極的な意義を見いだすことができるか、論ぜよ。

### 設問③

エの判決は、差止訴訟の提起が訴訟類型（形式）の選択として適切であることを前提として、さらに、それに特有の訴訟要件について論じ、その充足を認めたものである。(a)そのような訴訟要件（非申請型の義務付け訴訟にも見られる）とは何か、及び、(b)判例は、当該要件を一般的にどのように理解しているか、説明せよ。

### 問3 (民法)

Aは、東京の郊外に甲土地を所有している。この甲土地は、平成20年にAが相続によって取得したものであり、Aは、別に住居を有しているため、甲土地は更地のままであった。

平成21年3月10日、Bは、Aから、建物の所有を目的として甲土地を借り受けた。このAB間の賃貸借契約によれば、賃料は月額100万円（当月分月末払）、存続期間を30年とし、契約締結と同時にBがAに対して1000万円の敷金を差し入れることとなっていた。そこで、Bは、同日、Aの普通預金口座に1000万円を振り込んだ。

Bは、甲土地に建物を建築し、スーパーマーケットを営むとともに、その建物の一部に居住するつもりであった。そこで、平成21年4月10日、Bは、建設会社であるCとの間で建物建築請負契約を締結し、同年11月30日、乙建物が完成して、Cからその引渡しを受けた。同日、Bは、Cに対して請負報酬代金の全額を支払うとともに、乙建物についてB名義の所有権保存登記手続を行い、B名義の所有権保存登記がなされた。

平成27年2月28日、Aは、自らの事業についての取引先であるDに甲土地を売却することとし、Dとの間で甲土地の売買契約を締結した。このAD間の売買契約書によれば、甲土地の上に乙建物が存立するため、AB間の甲土地の賃貸借契約についてはそのままAが賃貸人として甲土地の管理をし、そのために甲土地の登記名義はDに移転せず、A名義のままとすることにした。ただし、賃料はDが受け取ることができるものとした。同日、Dは、Aに対して、甲土地の代金を全額支払った。なお、Bには、甲土地がAからDに売却されたことは知らされていない。

この事実関係を前提として、以下の設問①及び②に答えよ。

#### 設問①

平成27年3月末日、DがBに対して同年3月分の賃料（100万円）を請求した場合に、その請求が認められるか否かを論ぜよ。

#### 設問②

平成27年5月、AとDとの合意により、甲土地の登記名義をD名義とすることとし、その旨の移転登記を経由した。しかし、平成28年8月頃から、Bが乙建物において営業するスーパーマーケットの近くに、大手のスーパーマーケットが開業し、Bの経営が悪化した。そこで、資金繰りに窮したBは、乙建物に譲渡担保を設定して事業資金を得ることを画策した。平成28年11月20日、Bは、金融機関であるEとの間で、Eに対し、乙建物を代金4000万円で売却する旨の売買契約を締結した。このBE間の売買契約書によれば、本件売買契約の締結後も乙建物は引き続きBが占有し、Bがスーパーマーケットの営業を行うとともに、同建物に居住することが認められていた。また、平成29年末までに、BがEに対し、乙建物の代金相当額に利息を加えた金額を支払えば、乙建物の所有権がBに移転することが定められていた。そして、平成28年11

月30日、乙建物について、BからEへの所有権移転登記手続きが完了し、E名義の登記がなされた。

平成28年12月20日、乙建物がBからEに売却されてその旨の移転登記もなされたことを知ったDが、Bに対して、甲土地の賃貸借契約を解除した。この解除原因を説明するとともに、Dによる解除の当否を論ぜよ。

#### 問4（政治学）

政治権力を構成する諸力の一つとして、意図も効果も強制や圧力に比べて明確でないが、影響あるいは影響力を挙げることができる。マス・メディアを通じて流される情報が世論を形成し、「空気」を醸成し、「風」を吹かせることは、よく知られている。ここでは、マス・メディア自体も少なからぬ影響を、例えば、「社会の木鐸」として及ぼすであろう。いわゆる SNS（social networking service）がもつ影響力は、既に無視できない段階にある。

こうした観点から、①オピニオン・リーダー及び②インフルエンサーについて、それぞれ説明せよ。

問5（経済学）

以下の設問①及び②に答えよ。

設問①

賃金の下方硬直性とは何か、また、賃金の下方硬直性がどのような仕組みで発生するかについて説明せよ。

設問②

近年、日本では、失業率が低下しているにもかかわらず、賃金が上昇しないということが指摘されている。このようなことが観察されるとすると、どのような背景があると考えられるか、説明せよ。